

【公開版】

提出年月日	令和5年3月15日 R1
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る  
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

加工施設の保安のための業務に係る  
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書  
(標準応答スペクトルの取り入れ)

■ については商業機密の観点から公開できません。

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### イ. 概要

#### ロ. 基本方針

#### ハ. 設計活動に係る品質管理の実績

##### (イ) 本申請における設計に係る組織

(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

##### (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査

##### (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法

##### (ニ) 本申請における調達管理の方法

##### (ホ) 本申請における文書及び記録の管理

##### (ヘ) 本申請における不適合管理

#### ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

##### (イ) その後の工事等の活動に係る組織

(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

##### (ロ) その後の設計, 工事等の各段階とその審査

##### (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法

##### (ニ) 工事に係る品質管理の方法

##### (ホ) 使用前事業者検査の方法

##### (ヘ) 設工認における調達管理の方法

##### (ト) その後の設計, 工事等における文書及び記録の管理

##### (チ) その後の不適合管理

#### ホ. 適合性確認対象設備の施設管理

表

添8第1表	設計及び調達の実施の体制
添8第2表	本申請における設計の各段階及び調達 (事業変更許可本文七号との関係)

図

添8第1図	組織図
添8第2図	令和2年3月31日以前の組織図

2章 補足説明資料

## 1章 基準適合性

次頁以降の記載内容のうち、\_\_\_\_の記載事項は、前回提出からの  
変更箇所を示す。

## イ. 概要

本説明書は、変更後におけるMOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、MOX燃料加工施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

## ロ. 基本方針

本説明書では、本申請における、「設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

### (1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「ハ. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「ハ. (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ハ. (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「ハ. (ニ) 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「ハ. (ホ) 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「ハ. (ヘ) 本申請における不適合管理」に記載する。

### (2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「ニ. (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「ニ. (ロ) その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ニ. (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法」, 「ニ. (ニ) 工事に係る品質管理の方法」及び「ニ. (ホ) 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」

という。)における調達管理の方法について「ニ. (へ) 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「ニ. (ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「ニ. (チ) その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「ホ. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

## ハ. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）本文における七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文七号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文七号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。

(補足説明資料1-1)

## (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設計及び調達は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。

なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日以前に実施した調達業務は添8第2図に示す組織に係る体制で実施した。

また、設計（「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「(ニ) 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を添8第1表に示す。

添8第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。

(補足説明資料1-2)



(1) 設計に係る組織

設計は、添8第1表に示す主管箇所のうち、「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、添8第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

(補足説明資料1-2)

(2) 調達に係る組織

調達は、添8第1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

(補足説明資料1-2)

(ロ) 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文七号「ト. (ハ)設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文七号との関係を添8第2表に示す。

設計を主管する箇所の長は、添8第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

また、設計の各段階におけるレビューについては、添8第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-1)

(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「(1) 設計に用いる情報の明確化」、「① 申請書作成のための設計」及び「② 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

(補足説明資料2-2)

(1) 設計に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計に用いる情報を明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-3)

(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

① 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-3)

(補足説明資料2-4)

## ② 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 設計に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

ただし、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-4)

## ③ 申請書の作成

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-5)

## ④ 申請書の承認

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。

また、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-6)

(補足説明資料2-7)

(補足説明資料2-8)

(3) 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-9)

(4) 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文七号に基づく設計管理は適用しない。

(二) 本申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。

(1) 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-1)

(2) 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行

う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、「ハ. (二)(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

また、調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-2)

(補足説明資料3-3)

### (3) 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

#### ① 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(「② 調達した役務の検証」参照)

(補足説明資料3-4)

#### ② 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

(補足説明資料3-5)

### (4) 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための

活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-6)

(ホ) 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-7)

(へ) 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

## ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，事業変更許可本文七号に基づき以下のとおり実施する。

### (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

その後の工事等の活動は，添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。

### (ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査

#### (1) 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは，MOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じて行う。

#### (2) 設計及び工事等の各段階とその審査

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

### (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

#### (1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。

(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

① 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

② 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

③ 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

④ 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に



対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

#### ⑤ 設工認申請書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。

#### ⑥ 設工認申請書の承認

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を、燃料製造安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。

### (4) 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

## (二) 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「(へ) 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

### (1) 具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。

## (2) 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

## (ホ) 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

### (1) 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- ① 実設備の仕様の適合性確認
- ② 品質マネジメントシステムに係る検査

### (2) 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

### (3) 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

#### (4) 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

#### (へ) 設工認における調達管理の方法

調達又は契約を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

##### (1) 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

##### (2) 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

##### (3) 調達物品等の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下に基づき業務を実施する。

###### ① 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(「② 調達物品等の管理」参照)

② 調達物品等の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達物品等が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

③ 調達物品等の検証

調達を主管する箇所の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

(4) 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

(ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理

その後の設計、工事等における文書及び記録については、事業変更許可本文七号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

(チ) その後の不適合管理

その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。

#### ホ. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査の結果により確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づきMOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

(補足説明資料4-1)

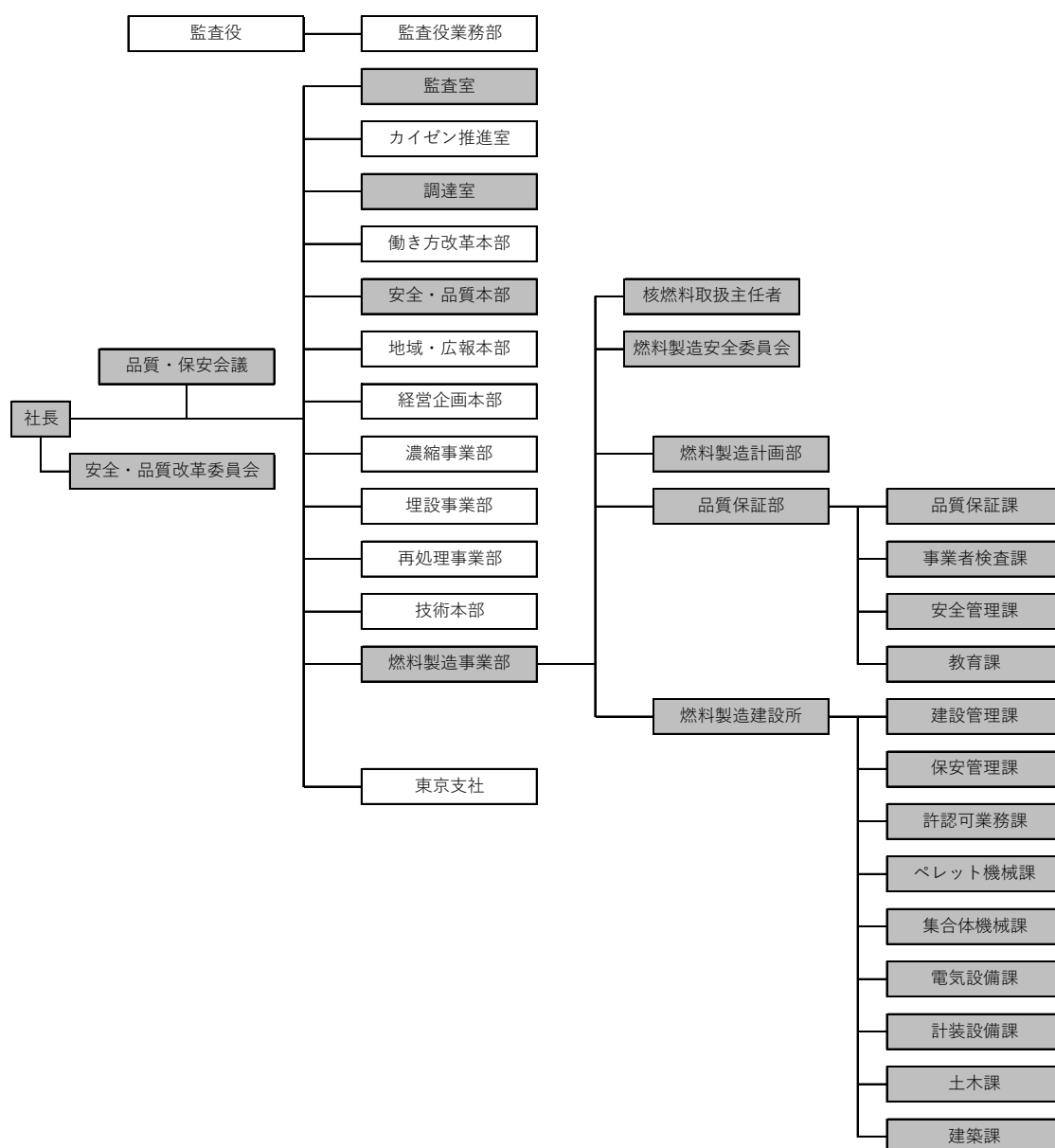
添8第1表 設計及び調達の実施の体制

プロセス		主管箇所	
ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	<u>設計を主管する箇所</u>	燃料製造事業部 燃料製造建設所
		<u>事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所</u>	
ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	<u>調達を主管する箇所</u>	燃料製造事業部 燃料製造建設所
		<u>供給者に対する監査を主管する箇所</u>	安全・品質本部 品質保証部 燃料製造事業部 品質保証部

添8第2表 本申請における設計の各段階及び調達  
(事業変更許可本文七号との関係)

各段階		事業変更許可本文七号の対応項目	概要
設計	ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	ト. (ハ)(1) 設計開発計画 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	ハ. (ハ)(1)	設計に用いる情報の明確化	ト. (ハ)(2) 設計開発に用いる情報 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	ハ. (ハ)(2) ①※	申請書作成のための設計	ト. (ハ)(3) 設計開発の結果に係る情報 本申請における申請書作成のための設計
	ハ. (ハ)(2) ②	設計のアウトプットに対する検証	ト. (ハ)(5) 設計開発の検証 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	ハ. (ハ)(3) ※	設計における変更	ト. (ハ)(7) 設計開発の変更の管理 設計対象の追加や変更時の対応
調達	ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	ト. (ニ) 調達 本申請に必要な設計に係る調達管理

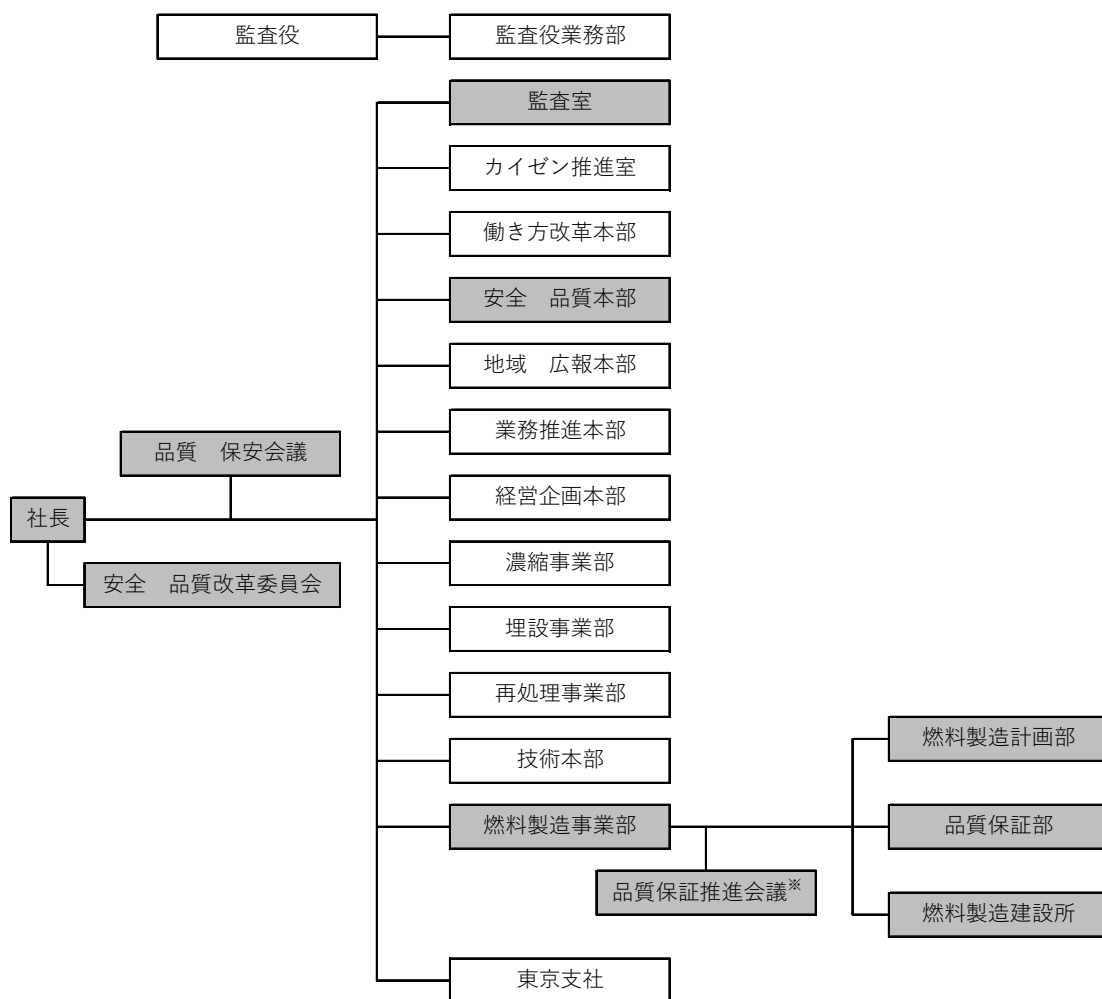
※：「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



(   : MOX燃料加工施設の加工の事業に関係する部署) (令和3年12月1日現在)

添8第1図 組織図





( ■■■ : MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署) (令和2年3月1日現在)

※: 保安規定の許可を得た以降は, 燃料製造安全委員会に代える。

添8第2図 令和2年3月31日以前の組織図

## 2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	本申請における令和2年3月31日までに実施した業務について	令和5年1月30日	0	
補足説明資料1-2	本申請に係る設計及び調達体制について	令和5年3月15日	1	
補足説明資料2-1	本申請における設計の各段階におけるレビューについて (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-2	本申請における設計に係る品質管理の方法について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-3	設計に用いる情報の明確化及び申請書作成のための設計について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-4	申請書作成のための設計及び設計のアウトプットに対する検証について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料2-5	申請書の作成について	令和5年3月15日	1	
補足説明資料2-6	申請書の承認について (燃料製造安全委員会)	令和5年3月15日	1	
補足説明資料2-7	申請書の承認について (品質・保安会議)	令和5年3月15日	1	
補足説明資料2-8	申請書の承認について (稟議による承認)	令和5年3月15日	1	
補足説明資料2-9	設計における変更について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-1	供給者の技術的評価について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-2	供給者の選定について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-3	供給者の品質保証計画について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-4	仕様書の作成について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-5	調達した役務の検証について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-6	請負会社他品質監査について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料3-7	文書及び記録の管理について (標準応答スペクトルの取り入れ)	令和5年1月30日	0	
補足説明資料4-1	本申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の活動実績無しに係る説明	令和5年1月30日	0	

補足説明資料 1-2

## 本申請に係る設計及び調達の体制について

本申請における設計及び調達について、以下に示す各プロセスを主管する箇所が責任と権限を持ち、業務を遂行した。

設計を主管する箇所として、MOX燃料加工施設における震源を特定せずに策定する地震動「標準応答スペクトル」の取り入れへの対応業務（以下、本整理資料において「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務」という。）を燃料製造建設所土木課及び建築課が実施した。

調達を実施する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務を燃料製造建設所土木課及び建築課が実施した。

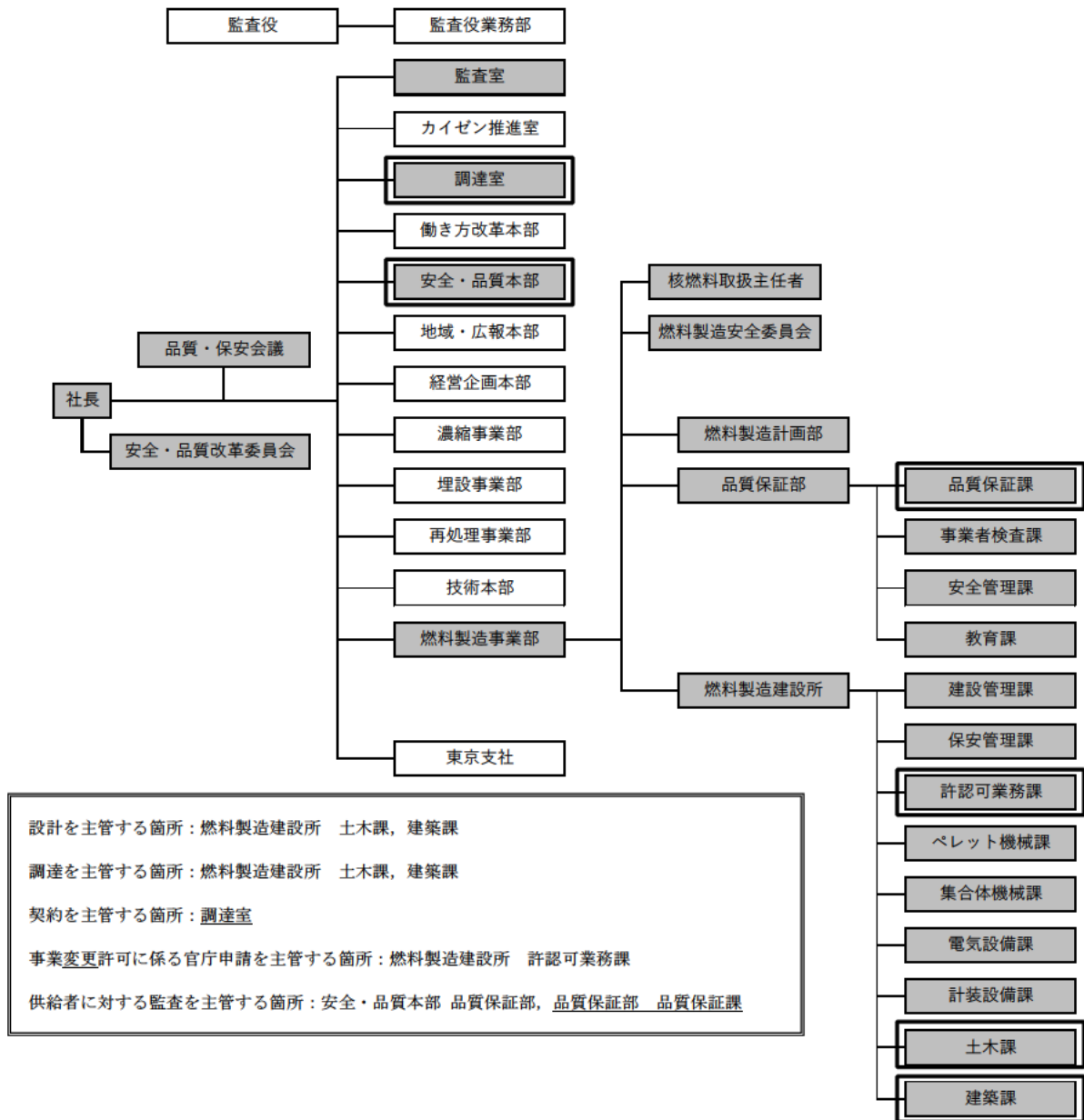
契約を主管する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する業務を調達室が実施した。

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所として、本申請における申請書作成及び承認について燃料製造建設所許認可業務課が実施した。

供給者に対する監査を主管する箇所として、「標準応答スペクトル」の取り入れに関する調達の供給者に対する監査について、安全・品質本部 品質保証部が実施した。

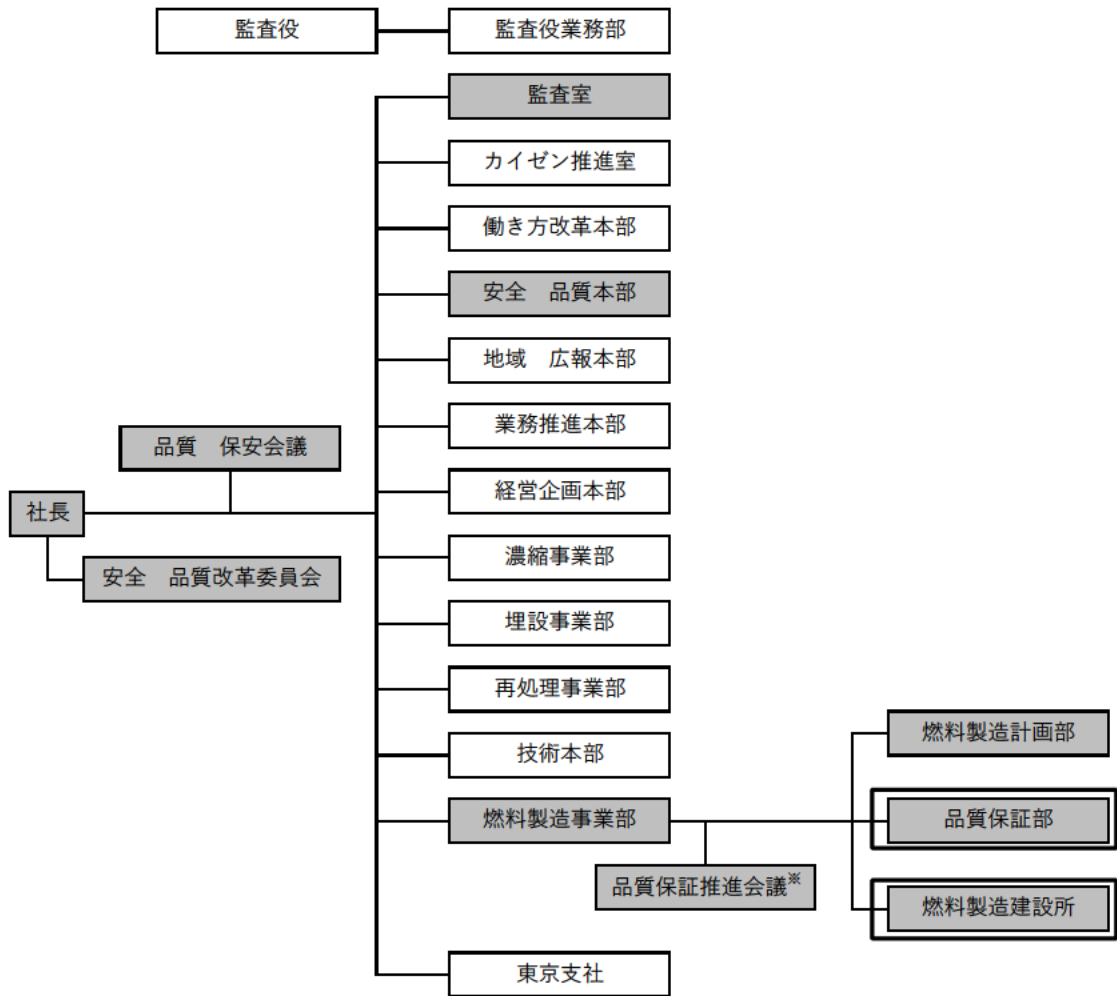
以上について図1「本申請における設計及び調達に係る組織」のとおり示す。

なお、本申請における一部の業務については、令和2年3月31日以前の組織で実施していることから、図2「本申請における設計及び調達に係る組織（令和2年3月31日以前）」として示す。



( ■ : MOX燃料加工施設の加工の事業に関係する部署) (令和3年12月1日現在)

図1 本申請における設計及び調達に係る組織



(      : MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署) (令和2年3月1日現在)

※: 保安規定の許可を得た以降は、燃料製造安全委員会に代える。

設計を主管する箇所: 燃料製造建設所

調達を主管する箇所: 燃料製造建設所

契約を主管する箇所: - (調達室は令和2年3月31日以前は組織に存在していない)

事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所: 燃料製造建設所

供給者に対する監査を主管する箇所: 品質保証部

図2 令和2年3月31日以前の設計及び調達に係る組織

補足説明資料 2-5



## 申請書の作成について

本申請に必要な申請書の作成は設計を主管する箇所が作成した設計活動のアウトプットを基に事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所が実施する。

上記の作業手順に関する規定として「燃料製造事業部 核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）作成マニュアル」を定めている。

設計を主管する箇所が作成する設計活動のアウトプットを申請書案として取りまとめ、要求事項との適合性をレビューしている。その後、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所が、上記の設計活動のアウトプットを取りまとめ、申請書の全体的な体裁チェックを実施した後、申請書の承認プロセスへ進む（補足説明資料2-6, 2-7, 2-8）。


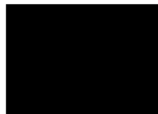
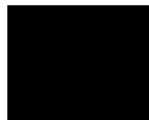
当該規定及び申請書の全体的な体裁チェックの実績の例示を次葉のとおり添付する。

文書管理番号	25-DC00-21P00-001-00
初版制定日	2020年5月11日
最終施行日	2021年12月2日
主管部署	燃料製造建設所 許認可業務課

## 燃料製造事業部

# 核燃料物質加工事業変更許可申請書 (MOX燃料加工施設) 作成マニュアル

日本原燃株式会社  
燃料製造事業部

承認	審査	作成
		

承認
取り纏め責任者
( . . ) [Redacted]

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の  
記載事項チェックシート（取り纏め責任者確認用）


●チェック対象範囲

- ・添付書類三：ロ. 地盤、ニ. 地震、ト. 火山
- ・添付書類八

●確認項目

確認項目	チェック欄
対象となる記載内容の記載内容に誤字・脱字，表現不備及び体裁の不備・不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
同一の記載又は同等の記載が複数箇所にある場合，それらの間で表現及び体裁の不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>
各担当箇所による確認（ダブルチェック）が，適切に行われているか。（抜き取り確認を実施）	<input checked="" type="checkbox"/>

文書管理番号： —


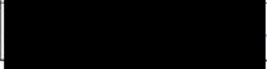
確認
責任者等
(  )

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の  
記載事項チェックシート（担当箇所確認用）

## ●チェック対象範囲

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）  
添付書類三 口. 地盤（地質）

## ●チェック者（直筆サイン）

	所属	氏名	最終確認日
一次チェック者	土木課		2021年12月16日
二次チェック者	土木課		2021年12月16日

## ●確認項目

確認項目	チェック欄	
	一次 チェック者	二次 チェック者
計算過程又は計算結果において単位換算を実施している場合は、SI単位への換算方法及び換算結果が正しいか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計算に使用した計算式、解析コード、解析モデル及び入出力データが妥当か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入力条件が最新であること（他事業部と共通する評価においては両関係者間で相違のないこと）を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計算に使用した計算式、解析コード、解析モデル及び入出力データが適切に反映されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
信頼性のある出典元（参考文献等）から引用しているか、出典元と整合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全審査資料（ヒアリング、審査会合等における説明資料）の記載内容が適切に反映されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誤字・脱字、表現不備及び体裁の不備・不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
同一の記載又は同等の記載が複数箇所にある場合、それらの中で表現及び体裁の不整合がないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

補足説明資料 2-6

### 申請書の承認について(燃料製造安全委員会)

本申請に必要な申請書の承認に先立ち、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は燃料製造安全委員会へ付議し、保安上の妥当性について審議を受けた。

付議の実績について次葉のとおり添付する。

**保安に関する記録**  
 (MOX 燃料加工施設保安規定 第11条)

事務局(保安管理課)

確認(課長)	作成
( . . )	(21.12.14)
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

**2021 年度 第 14 回 燃料製造安全委員会審議・報告結果**

1. 開催日時	2021年12月9日(木) 15:00~16:00
2. 開催場所	MOX 建設事務所 小会議室
3. 出席者*	【委員】 建設所長(委員長)、副事業部長*、燃料製造計画部長*、品質保証部長、部長、副所長*、核燃料取扱主任者 【その他】 課長、主任、GL、GL、副長、担当、課長、担当、課長、GL、担当、担当 ※議題1終了後に退席
4. 成立条件*	建設所長(委員長)、副事業部長*、燃料製造計画部長*、品質保証部長、部長、副所長*、部長、核燃料取扱主任者による委員過半数の出席 ※議題1終了後に退席
5. 件名	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書(許認可業務課) 議題2: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> 報告: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div>
6. 審議・報告内容	議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書の審査 議題2: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> 報告: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div>
7. 審議・報告結果	議題1: 承認とする。 議題2: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> 報告: <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> 詳細は、別紙-1を参照。 【核燃料取扱主任者意見】 詳細は、別紙-1を参照。
8. 審議の結果に基づく特別措置の確認(資料の修正、再確認事項)	

核燃料取扱主任者	燃料製造安全委員会委員長
核燃料取扱主任者意見欄記載のとおり。	燃料製造安全委員会審議結果を上記のとおり報告する。
燃料製造事業部長	燃料製造安全委員会の審議結果を受理する。

※構成員が出席できない場合は、その構成員および代理者を明確に記載する。

## 2021年度 第14回 燃料製造安全委員会 議事メモ

1. 日時 2021年12月9日(木) 15:00~16:00

2. 場所 MOX建設事務所 小会議室

3. 出席者

【委員長】 建設所長

【委員】 燃料製造計画部長、品質保証部長、部長、副所長、  
部長、副事業部長、核燃料取扱主任者

【出席者】 (許認可業務課) 課長、主任  
(計画G) GL (原価契約・コスト最適化G) GL  
(技術本部 土木建築部 耐震技術課) 副長、担当  
(教育課) 課長、担当  
(品質保証課) 課長

【事務局】 (保安管理課) TL、担当、担当

4. 議題

議題1: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書(許認可業務課)

議題2:

報告:

5. 審議・報告結果

議題1: 承認とする。

議題2:

報告:

6. 議事要旨

【議題1】: 「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ等に係る加工事業変更許可申請書(敬称略)

: 本日付議する事業変更許可申請書は、再処理事業部において先立って行われた安全委員会での指摘事項についても反映済である。再処理事業部の安全委員会での主なコメントは以下のとおり。

- 前後対比表だけでなく申請書パッケージを付けること(添付書類八で「申請に必要な申請書を安全委員会に付議する」こととなっているため。)
- 規則解釈との用語統一を図ること等

: 承知した。

: 新知見の取り込みについて、抜け・漏れが無いことの確認はどのように行ったのか。

: 新知見のスクリーニングは、全社大の耐震知見検討委員会で行っている。今回は新知見の関連情報として、申請書に必要な事項を担当者が抽出して反映している



- ：添付書類八の組織図について、燃料製造計画部の下部組織が記載されていないが、運転準備Gおよび分析G等は保安に係る業務をしないとの理解で良いか。
- ：計画部として業務を行っている。
- ：国に問われた際に皆が同一の回答できるように考えておくこと。
- ：計画部として保安の業務はあるため、計画部長の責任において部下に指示し、保安業務を行うこととしており、計画部の各グループについては、臨機応変に改編できるように当該組織図には記載をしない方針としている。
- ：そのとおりである。皆が同一の解釈となるよう整理する。
- ：今回の変更申請について、安全委員会として審議の論点は何か。
- ：今回の変更申請については、指示文書が発出されていることから当該文書に従い、震源を特定しない応答スペクトルと従前の応答スペクトルを比較し、変更が必要な場合は事業許可の変更申請を行う必要がある。そのため、今回の論点は指示文書に従って解析を行い、追加が必要な応答スペクトルを事業変更許可申請書に反映されたかを確認することだと考える。
- ：組織として、申請が必要なものに対して、このように抜け無く作成したということが確認できればいいと考える。
- ：解析等は的確に実施されたということで良いか。
- ：本会議では、組織として申請が必要なものに対して、このように抜け無く作成したということが確認できればいいと考える。
- ：その通りであり、設計のプロセスを含めた妥当性については、別な組織・会議体において確認が為されていることが前提であり、その結果を申請書の形に整えて本日付議している。
- ：安全委員会の目的は、「保安上の妥当性を加工に係る保安に関する業務全体の観点から審議すること」としているため、そのような観点で審議を行うべきである。

議題2：

報告：

核取コメント

- : 最初の議題に関連するが、QMS を考慮した業務をしているのかがはっきりと見えない。今回も設計の計画は建築課からもらったが、その後の書類等は現状核取に来ていないため、業務が的確に実施されているのかよくわからない状況である。様々な書類を作るうえでのプロセスが各種の品質要領に適合しているかが曖昧である。その点に注意して実施してもらいたい。
- : どういうプロセスで動いているのかが見えず、核取が関与するタイミングもわからない。安全委員会は、中身ではなく業務プロセスを把握したうえで議題をチェックするのであり、最初のプロセスの部分がはっきりしなければ全体の把握ができない。
- : 許認可関係は最終的には規制庁の判断に依存するが、社内でも確かなプロセスの下で問題ないことを確認する必要がある。その点が疎かにならないようお願いしたい。

以上


補足説明資料 2-7



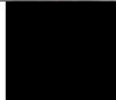
### 申請書の承認について(品質・保安会議)


本申請に必要な申請書の承認に先立ち、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は品質・保安会議へ付議し変更申請における保安に係る方針を全社的観点から審議を受けた。

付議の実績について次葉のとおり添付する。

第 316 回 品質・保安会議に係る報告書

確認
社長
2021年12月22日


承認	審査	作成
議長	安全・品質本部長	幹事
2021年12月22日	年 月 日	年 月 日
		

日時 場所	2021年12月20日（月）10:40～12:10 ①事務本館／役員会議室 ②事務本館／役員応接2 ③再処理事務所／役員小会議室 ④濃埋事務所／濃縮緊急時対策室 ⑤青森地域共生本社／役員会議室 ⑥サテライトオフィス（三沢）
出席者	別紙のとおり
資料	資料1：再処理事業変更許可申請について 資料2：廃棄物管理事業変更許可申請について 資料3：MOX加工事業変更許可申請について 
審議結果	<p>1. 会議成立要件の確認 議長および委員計17人中17人の出席を確認し、成立要件を満たしていることを確認した。 また、別紙のとおり議題に応じた必須の委員の出席を確認した。</p> <p>2. 前回議事等の確認 幹事より、前回の本会議の議事内容およびコメントリストについて、説明があった。</p> <p>3. 議題1【審議】再処理事業変更許可申請について 4. 議題2【審議】廃棄物管理事業変更許可申請について 5. 議題3【審議】MOX加工事業変更許可申請について 再処理事業部より、議案1について資料1を用いて、議案2について資料2を用いて、それぞれ説明があった。 また、燃料製造事業部より、議案3について資料3を用いて説明があった。 審議の結果、以下に示す【本会議からの指示】について、議長の確認を受けることを条件に、了承された。</p>

主任者等の意見	<p>議題1：再処理事業変更許可申請について  議題2：廃棄物管理事業変更許可申請について  議題3：MOX加工事業変更許可申請について</p> <p>【委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の安全委員会では、何が論点となったのか。  ⇒再処理施設および廃棄物管理施設の安全委員会では、資料全体の記載の体裁についてのコメントはあったが、技術的なコメントはなかった。また、MOX燃料加工施設の安全委員会では、上記2施設の安全委員会のコメントを踏まえ、記載の体裁を修正して安全委員会に付議していたこともあり、特にコメントはなかった。また、技術的観点でのコメントもなかった。</li> <li>・申請書の確認は、どのように行われているのか。  ⇒再処理事業部の業務管理文書に基づき、申請内容の過不足（記載の抜け漏れの有無等）に関する関連部署への確認、申請書内の記載の整合の確認、他施設との記載の整合の確認などを行い、確認結果は記録として残している。また、燃料製造事業部についても、再処理事業部との同様の対応を行っている。  ⇒これまで、事業変更許可申請や保安規定変更認可申請において数々の補正を実施してきた。補正内容は、誤記や記載不整合なども含まれている。申請書をきちんと作り上げるうえで、確認プロセスや確認の視点は重要であり、確認した結果を残すことが重要である。品質・保安会議では、本会議の審議を受ける前に、各事業部長の指揮の下、記載内容をしっかり確認していると思うが、安全委員会における論点の詳細や申請書の作成過程における確認の視点（何をもちて記載を担保しているのか）を確認する必要がある。今後の許認可等に係る審議については、議案書に明記する運用としてほしい。</li> <li>・申請書本文の基準地震動の応答スペクトルに係る図において、Ss-B、Ss-Cなど実線と破線が重なっており、目視確認ができない。何をもちてこの図が正しいのかをきちんとエビデンスを残す必要がある。どのように確認しているのか。  ⇒元データ（時刻歴波形）をシステムにインプットし、応答スペクトルを計算し、作図ソフトで重ね書きしている。元データから作図までのプロセスでは、元データのタイトルが変わらないようになっており、ファイルの連続性を確認した。そのため、インプットに用いたファイルと技術検討書等のエビデンスを照合し、インプットに誤りがなければ、連続性の担保ができる。また、申請書に転記したものは、目視であるがシステムとの整合を確認した。  ⇒行政訴訟を念頭においた場合、元データから作図までのプロセス、確認プロセスを明確にしていくことが重要であり、データとして正しいのか、証拠書類として間違っていないのかが重要。法務部門への確認も行う必要がある。</li> <li>・申請まで、まだ時間があることから、技術的能力に関する説明書など、誤記・誤植がないか、よく確認してほしい。</li> <li>・議長より、上記議事を通じたコメントの有無について改めて確認があったが、特にコメントはなかった。</li> </ul>

【本会議からの指示】

- ・申請書本文の基準地震動の応答スペクトルに係る図について、各基準地震動の実線・破線が重なっており、目視確認が困難となっている。行政訴訟を念頭に、申請書における図の示し方の妥当性（データとしての正確さ）、証拠書類として何が必要なのかを法務部に確認すること。

（例：再処理施設 添付資料 第5図（1）基準地震動の応答スペクトル（6頁））

- ・基準地震動の応答スペクトルに係る図について、元データから作図に至るまでのプロセスを明確にするとともに、出図が正確であることを確認した記録として残すこと。

【主任者の意見】

- ・特になし。

	
社長指示 事項	品質・保安会議の結果について議長より報告を受けた。 (意見) あり・なし



第 316 回 品質・保安会議出席者一覧表

		出欠	備考
議長	■■■■ 副社長（安全担当）	○	
委員	調達室長	○	※議題 4
	安全・品質本部長	○	※議題 1～4 代理：■■■■ 副本部長
	濃縮事業部長	○	※議題 4
	埋設事業部長	○	※議題 4
	再処理事業部長	○	※議題 1～2、4
	技術本部長	○	※議題 1～2、4 代理：■■■■ 副本部長
	燃料製造事業部長	○	※議題 3～4
	加工施設 核燃料取扱主任者	○	※議題 4
	廃棄物埋設施設 廃棄物取扱主任者	○	※議題 4
	再処理施設 核燃料取扱主任者	○	※議題 1、4
	廃棄物管理施設 廃棄物取扱主任者	○	※議題 2、4
	MOX燃料加工施設 核燃料取扱主任者	○	※議題 3～4
	濃縮事業部 濃縮安全・品質部長	○	※議題 4
	埋設事業部 埋設計画部長	○	※議題 4
	再処理事業部 再処理計画部長	○	※議題 1～2、4
燃料製造事業部 建設所長	○	※議題 3～4	
幹事	安全・品質本部 品質保証部長	○	
オブザーバ	■■■■ 常任監査役	○	
	■■■■ 監査室長	○	
関係者	添付のとおり		
事務局	安全・品質本部 品質保証部 品質保証グループ		

（出席（代理者の出席を含む）の場合は、出欠の欄に「○」、欠席の場合は、「×」を記載する。

保安規定に基づく必須出席者には、備考の欄に「※」と議題番号を併記する。

委員の代理となる者を出席させた場合および議長の職務の代行者を指名した場合は、備考の欄にその旨を明記する。）

第 316 回 品質・保安会議【関係者名簿】(説明者と傍聴者は漏れなく記載する)

会場、会議室名： 事務本館 8階 役員会議室、役員応接2

2021年 12 月 20 日

	事業部等 (○で囲んで下さい)	部	課・グループ	職位	所属長は○	氏名
例	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	課長	—	安品 花子
1	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部		副部長	—	
2	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	保安監視グループ	GL	○	
3	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	保安監視グループ	TL	—	
4	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	保安監視グループ	副長	—	
5	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	課長	—	
6	安品 再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	TL	—	
7	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX 技術			部長	—	
8	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX 技術	燃料製造建設所	許認可業務課	主任	—	
9	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
10	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
11	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
12	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
13	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
14	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
15	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
16	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
17	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					

第 316 回 品質・保安会議【関係者名簿】(説明者と傍聴者は漏れなく記載する)

会場、会議室名： 役員小会議室

2021年 12月 20日

	事業部等 (○で囲んで下さい)	部	課・グループ	職位	所属長は○	氏名
例	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証グループ	課長	—	安品 花子
1	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	再処理計画部	計画 G	GL	○	[REDACTED]
2	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	再処理計画部	計画 G	TL		
3	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	再処理計画部	計画 G	担当		
4	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	土木建築部	土木建築技術課	課長		
5	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証課	課長		
6	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	品質保証部	品質保証課	TL		
7	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	土木建築部	耐震技術課	副長		
8	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	土木建築部	耐震技術課	担当		
9	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術	電気保全部	電気技術課	課長	○	
10	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
11	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
12	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
13	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
14	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
15	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
16	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					
17	安品・再処理・濃縮・埋設・MOX・技術					

補足説明資料 2-8

### 申請書の承認について(稟議による承認)

本申請に必要な申請書の承認について、事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所は稟議により承認を得た。

承認の実績について次葉のとおり添付する。

決 裁	社長 [ ]	決 裁 前 確 認	燃料製造事業部 長 [ ]	燃料製造副事業 部 長 [ ]	[ ]	稟議記番号 2021燃建稟第0072号	
	[ ]		[ ]	[ ]	2021年 12月 27日 立案		
	[ ]		[ ]	[ ]	2022年 / 月 / 日 決裁		
合 議	安全・品質本部 長 [ ]		審 査	計画GL [ ]	通 知	秘書GL [ ]	
	立案					許認可業務課長 [ ]	燃料製造建設所
						許認可業務課	
件 名 核燃料物質加工事業変更許可申請の実施について						区 分	計 画 [ 実 施 ]
<p>1. 提案事項</p> <p>平成22年5月13日付け平成17・04・20原第18号で事業の許可を受け、令和2年12月9日付け原規規発第2012091号をもって変更の許可を受けた「核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）」について、添付書類のとおり変更し、以下のとおり申請すること。</p> <p>(1) 提出者：代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏</p> <p>(2) 提出先：原子力規制委員会</p> <p>(3) 提出日：本稟議決裁後速やかに提出</p> <p>(4) 提出部数：正本1通、写し1通</p> <p>(5) 手数料：643,500円（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第六十五条）</p> <p>(6) 申請内容：  <ul style="list-style-type: none"> <li>標準応答スペクトルの取り入れに係る規則改正への対応</li> <li>地震、津波、地質および火山に関する新知見の反映</li> </ul> </p> <p>2. 提案理由</p> <p>2021年4月21日に標準応答スペクトルの規制への取り入れに関して、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「規則解釈」という。）等が改正され、2021年4月26日に原子力規制委員会から、規則解釈の改正に伴う標準応答スペクトルの取り入れに係る指示文書を受領した。当該指示文書に基づき、2022年1月20日までに標準応答スペクトルに基づく評価について事業変更許可申請する必要がある。</p> <p>また、新規制基準に係る事業変更許可以降に発表された、地震、津波、地質および火山に関する新知見の反映を行うため事業変更許可申請する必要がある。</p> <p>以上のことから、提案事項のとおり実施することとしたい。</p> <p style="text-align: right;">（本頁以下余白）</p>							

## 3. 金銭関係

## (1) 予算・決算関係

予算の種別		事業区分	
諸経費予算件名コード			
諸経費予算件名			
主管箇所			
予備費の状況			
科目			
細目1		細目2	
細目3		細目4	

(単位：千円)

期別		実施額 a	既実施額 b	合計 c(a+b)	予算額 d	比較(c-d) 増・減・残
2021 年 度	上半期					
	下半期					
	年度					
備考						

## (2) 資金関係

2021年度上半期：0千円

2021年度下半期：644千円（非課税）

## 4. 添付書類

(1) 核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）（案）

## 5. 参考書類

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（平成22年5月13日付け平成17・04・20原第18号）（写）
- (2) 日本原燃株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可（MOX燃料加工施設）について（令和2年12月9日付け原規規発第2012091号）（写）
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第六十五条（抜粋）
- (4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に係る対応について（指示）（令和3年4月26日付け原規規発第2104264号）（写）

以 上